

《商事法研究会報告(第8回)》

商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案・中間試案の補足意見・中間試案に寄せられた意見の概要についての検討

東洋大学商事法研究会

参加者 李芝妍・井上貴也・遠藤喜佳・藤村知己・松井英樹
(以上、東洋大学)、小杉亮一朗(千葉商科大学)

平成二七年八月六日(木)に本研究会が東洋大学二号館一四階学習指導室にて開かれ、商法(運送・海商関係)等の改正に関する検討会を行った。商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案と中間試案の補足説明を資料とし、中間試案に寄せられた意見の概要を参照しながら、司会を同研究会幹事・井上貴也、報告者・遠藤喜佳で参加者による意見交換を行った。

1. 今までの商法(運送・海商関係)等の改正作業の経緯について

① 商事法務研究会「商事法(運送関係)勉強会」(藤田友敬主催)

平成二三年一〇月〜平成二四年二月 諸外国の運送法制の調査研究

② 商事法務研究会 法務省からの調査委託による運送取引の実態についての調査研究業務(清水真希子主催) 平成二四年

年度 質問票の送付、個別ヒヤリングの実施、約款の分析
③ 商事法務研究会「運送法制研究会」(山下友信座長) 平成二四年八月〜平成二五年一月

運送法制研究会報告書(平成二五年一二月)

主に国内の運送手段を規律する商法の規定の現代化に向けて、論点の洗い出し。

現在の実務の正確な把握の上で、時代遅れと批判されている規律の現代化を図る。

④ 法務大臣から商法(運送・海商関係)等の改正に関する諮問第九九号「商法制定以来の社会・経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から、商法等のうち運送・海商関係を中心とした規定の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示された」

⑤ 法制審議会 商法(運送・海商関係)部会(山下友信部会長)

部会第一回会議平成二六年四月二三日開催 調査審議のため本部会設置。

⑥ 商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案(平成二七年三月一日決定)

商法（運送・海商関係）等の改正に関する中間試案の補足
説明

⑦パブリック・コメント手続 平成二七年四月一日～五月

二二日

中間試案に対して寄せられた意見の概要

以上のような経緯のもとで改正の作業が進められているが、前記の⑦パブリック・コメントについては、本研究会としては会員の意見を集約して同手続きに参加することはしていない。今回の検討会は、東洋大学商事法研究会としての改正に関する意見を明らかにするものである。なお、検討の対象としては、海商関係の分野を除く運送の総論的部分・物品運送・旅客運送に関する部分を主なものとした。

2. 検討

総論的事項 単行法化 非事業者・消費者の視点 運送事業者（零細企業）の責任

本研究会では、運送関係の法分野を保険法のように商法典から分離することについて懸念する意見が多かった。保険は民法や消費者法との繋がりが強く、必ずしも商法典中に存置する必要性は高くなかった等、独立法典化された保険法との事情の違いが幾つか指摘された。また運送にあたって保険を利用しない小規模事業者の問題なども指摘された。消費者に

よる運送契約の利用と運送事業者の利益をどのように調整するのが問題である。

第1部 運送法制全般について

第1 総則

1 運送人の定義 陸上運送・海上運送・航空運送の引受けを業とする者

運送人を航空運送まで含む範囲で捉えることには賛成である。

2 陸上運送と海上運送の区別 甲案・乙案 意見対立あり。平水区域における運送

堪航能力担保義務の負担 船舶安全施行規則

平水区域の運送を従来通りに陸上運送に入れる甲案と海上運送の方に入れる乙案については、平水区域にどの程度の危険性が認められるかにより堪航能力担保の必要性を判断して海上運送の規制に服すべきかどうかを判断するところであるが、運送の実態を踏まえた業界からは、従来通りの甲案を支持する意見も多い。しかし甲案では、瀬戸内海の航行船舶について松山・広島間では陸上運送、松山・小倉間では海上運送になるという指摘もあり、その点についての合理的な運送区分がさらに検討されなければならないだろう。

3 航空運送の定義 航空法に規定する航空機による運送

航空機は、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼飛行機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう（航空法第二条第一項）。最近話題になっているドローンなどを運送のために使用する場合は法規制に反映させることが必要となるだろう。

第2 物品運送についての総則的規律

1 総論

物品運送（陸上・海上・航空運送）全般への規律

陸上運送、海上運送及び航空運送に共通して適用される総則的な規律とすることには賛成である。

2 物品運送契約の定義 契約当事者の義務の明確化（諾成・双務契約）

物品運送契約とは、「運送人が荷送人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がこれに対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生じるものとする。」この規定を冒頭に置くことは、契約の内容、運送契約の法的性質を明らかにするものとして妥当であると考ええる。

3 荷送人の義務

(1) 契約事項記載の書面交付

記載事項の内容の検討（削除と追加）

記載事項として（ア）運送品の種類（イ）運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号（ウ）荷造りの種類（エ）荷送人及び荷受人の氏名又は名称（オ）発送地及び到達地、が挙げられているが、「中間試案に対して寄せられた意見の概要」では、荷送人の署名と作成の年月日を追加する意見が多い。また荷造りの種類を削除すべきとの意見もみられた。本研究会では、商法五七〇条の現行規定の記載事項との違いを確認した。同書面を電磁的方法で提供可能とすることには賛成する。

(2) 危険物に関する通知義務 危険物運送の責任 運送人の負うリスク危険物の定義 保険

危険物を運ばせる場合に荷送人に通知義務を負わせることに異論はないが、何を危険物とするかは議論の余地がある。また事業者側からは荷送人に厳しい責任（無過失責任）を求める意見もあるが、消費者が危険物であることを知らずに運送品を託したような場合の問題などの検討が必要だろう。特に危険物に対して保険で対応するための経済的コストの負担を期待できない者をどう扱うべきかが問題である。

4 運送賃・留置権

(1) 運送賃の請求——運送品の引渡しと同時に

請負契約である運送契約からは当然のことといえるが、運送貨前払いの実務との関係をどのように説明するのが問題となる。

(2) 留置権の被担保債権 運送貨・付随費用・立替金

運送人の留置権を準用規定によらずに定めた規定である。

5 運送人の損害賠償責任

(1) 責任原則 過失推定責任の原則

履行補助者の故意・過失

現行の規定では履行補助者の故意・過失が明文化されており、その文言を法文に残すほうが望ましい。過失推定の原則は、民法の債務不履行責任の場合と同じであり問題はない。

(2) 高価品の特則 適用除外

ア 運送人が知っていたとき

高価品であることを知って相応の対応をすることができなければ、適用除外を認めてもよいだろうが、普通品の運賃で高価品レベルの注意義務や賠償責任を負担させることは問題である。

イ 運送人の故意・重過失による滅失等(甲案)

運送人の故意・無謀な行為による滅失等(乙案)

運送人の故意ある場合には、運送人の免責は認められない。重過失の場合にも免責が認められるかは従来から議論のあったところであるが、「無謀な行為」という新たな概念の

導入を図る必要はないのではないか。

(3) 運送品延着の場合の賠償額 運送品の価額

運送品がただ延着した場合の賠償範囲については、民法の一般原則によるのではなく運送品の価額を限度として設定することは運送人の賠償責任の定額化として意味があるが、標準的運送約款では延着の賠償金額を運賃・料金の総額とする上限を定めており、この実際的な対応に支障がないようにすべきであろう。

(4) 相次運送

陸上運送の相次運送の規定を海上・航空運送にも準用することは妥当と考える。

6 荷受人の権利

運送契約は運送人と荷送人との間で結ばれるが、荷受人の有する権利をどの範囲でいつから認めるのが問題となる。危険移転の時期は、商品の受渡し時点とする約定が多いとされる。全部滅失の場合には、荷受人は荷送人の運送人に対する損害賠償請求権についての債権譲渡を受けてこれを行使するが、荷送人が債権譲渡に応じない場合がある。輸入契約で貨物保険契約上、荷受人が被保険者となっており保険金の支払後、保険者の代位すべき荷主の運送人に対する損害賠償請求権を海外の荷送人から個別に債権譲渡で受けるのは困難との指摘もあり、荷受人による権利の取得を一定の時期に定め

る必要性は認められるだろう。

7 運送品の供託・競売

(1) 受取拒否等

(2) 催告

(3) 価格低落のおそれ

(4) 競売代価の供託・充当

(5) 通知

これらの規定の整備には、反対の意見が見られなかった。

8 運送人の損害賠償責任の消滅

(1) 受取による責任消滅 異議をとめない場合

運送賃の支払を運送人の責任消滅事由の要件から外すことは是非が問題となった。商人間の取引では運賃後払いが多く、実務上、標準運送約款では運賃受取を責任消滅要件とはしていない。荷受人が消費者である場合にも運送品の受取による運送人責任の消滅を認めるべきか、は検討する必要がある。

(2) 期間の経過による責任の消滅

消滅時効を除斥期間に改めることは、消費者である荷主には不利に働く。運送人の善意・悪意を問わずに一年の除斥期間とすることは妥当といえるのか。

9 不法行為責任との関係

甲案 特段の規定を設けない。

乙案 商法規定の不法行為責任への準用

請求権競合・法条競合論

債務不履行責任の減免についての規定を不法行為責任にも及ぼすことは是非は、従来から様々に議論されてきた。最高裁平成一〇年四月三〇日判決は、宅配便に関する免責約款が不法行為責任にも及ぶ可能性を認めたが、その射程が問題とされている。商法上の運送人責任の減免規定を不法行為責任にも準用することを明文化することは方向性としては容認できるが、その要件については再検討すべきである。

10 複合運送

複合運送契約についての規律を設けることは妥当と考える。

11 貨物引換証 商法五七一条～五七五条、五八四条の削除

実際に今は利用されていないとはいえ、将来利用される可能性を否定できないとする意見は傾聴に値する。日韓海底トンネルなどで陸運による貨物の輸送を想定した場合に貨物引換証の法律規定を残すことも考えられるだろう。

第3 旅客運送の総則的規律

1 総論

適用範囲 陸上・海上・航空運送

旅客運送について陸海空の運送に関する統一的な規律を設けることはよい。

2 旅客運送契約の定義

基本的な契約の内容として「旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がこれに対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。」という規定を冒頭に置くことは妥当である。

3 旅客運送人の責任

甲案

乙案 旅客の生命・身体の侵害に係る責任で旅客に不利な特約の無効

旅客運送人の負うべき損害賠償責任について、旅客の生命・身体の侵害に関する賠償責任を減免する特約の効力を否定する規定を商法中に置くべきかが検討された。消費者契約法や民法九〇条だけでは対応できない事例が考えられる一方で、保険でカバーされない地震や噴火などの緊急時の輸送を運送人が引き受けなくなるおそれなども指摘され、また誓約書による免責の効力が否定されると妊婦や重病人の旅客を乗船させることを拒む事態が生じることなども考えられ、乙案

をそのまま採用することは難しいだろう。

商法五九〇条第二項の削除

損害額の算定にあたり、被害者及びその家族の状況を斟酌するという規定を置くことの意味を確認すべきである。

4 携帯手荷物についての賠償責任

(1) 引渡しを受けない手荷物

旅客の管理下にある手荷物についての滅失・損傷は、運送人の故意・過失を証明して運送人の責任を問うことができる。とすることは妥当である。

(2) 準用規定

賠償額の定額化・責任の特別消滅事由・責任の減免に関する規定の準用については、手荷物と市場価格のある運送商品との違いを考えるべきである。

5 旅客運送契約に基づく債権の消滅時効 一年

運送賃に係る債権を一年とする民法の短期消滅時効の規律との関係を確認すべきである。民法債権法の改正では、短期消滅時効の規定を廃する方向が示されているので、その点からの検討も必要である。

3. 平成二十七年一一月段階での改正動向

法制審議会 商法（運送・海商関係）部会では、現在、商

法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた作業が進められており、中間試案からの修正部分も示されている。詳細については、法務省の法制審議会・商法（運送・海商関係）部会のページ（www.moj.go.jp/content/001172144.pdf）を参照のこと。

平成二十七年二月八日記

追記・商法（運送・海商関係）部会の第一八回会議において「商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱案」（平成二十八年一月二十七日決定）が決まりました。

（東洋大学商事法研究会）